

アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年12月15日

山都太陽光発電所合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1.1 公告の日	1
1.1.2 公告の方法	1
1.1.3 縦覧場所	1
1.1.4 縦覧期間等	1
1.1.5 縦覧者数	1
1.1.6 インターネットによる公表	2
1.2 方法書についての説明会の開催	2
1.2.1 開催場所	2
1.2.2 開催日時	2
1.2.3 参加者数	2
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
1.3.1 意見書の提出期間	3
1.3.2 意見書の提出方法	3
1.3.3 意見書の提出状況	3
1.4 一般からの意見及び事業者の見解	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	4
<資料編>	
・資料1：事業者のウェブサイトでの公告内容	資料-1
・資料2：山都町広報誌への公告内容	資料-3
・資料3：縦覧場所の状況	資料-4
・資料4：説明会の状況	資料-5
・資料5：意見書の様式	資料-6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7に基づき、一般の環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

1.1.1 公告の日

令和3年10月20日（水）

1.1.2 公告の方法

① 事業者のウェブサイトへの掲載

令和3年10月20日（水）から事業者のウェブサイトへ公告を掲載した。（資料1）

② 山都町広報への掲載

令和3年10月13日（水）発行の山都町広報誌「広報山都（10月号）」に、縦覧と説明会のお知らせを掲載した（資料2）。

1.1.3 縦覧場所

方法書の縦覧は、以下の3か所で行った。縦覧の状況を資料3に示す。

- ・山都町役場2階企画政策課（熊本県上益城郡山都町浜町6番地）
- ・山都町役場清和支所（熊本県上益城郡山都町大平385番地）
- ・山都町役場蘇陽支所（熊本県上益城郡山都町今500番地）

1.1.4 縦覧期間等

① 縦覧期間

令和3年10月20日（水）～令和3年11月19日（金）

② 縦覧時間

土曜、日曜を除く8時30分～17時15分まで

1.1.5 縦覧者数

縦覧した3つの場所で、計2名の方法書の縦覧があった。

- ・山都町役場2階企画政策課：1名
- ・山都町役場清和支所：0名
- ・山都町役場蘇陽支所：1名

1.1.6 インターネットによる公表

事業者のウェブサイトの方法書及び要約書を掲載し、公表した（資料1）。公表期間は、縦覧期間と同じ令和3年10月20日（水）～令和3年11月19日（金）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。また、熊本県のウェブサイトと事業者のウェブサイトをリンクすることにより、各ウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。

- ・ウェブサイト（方法書及び要約書の参照ページ）へのアクセス数 133 名

1.2 方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2第1項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催した。説明会の状況を資料4に示す。

1.2.1 開催場所

- ・下名連石老人憩いの家（熊本県上益城郡山都町大字下名連石 463-1）
- ・JA 名連川支所研修センター（熊本県上益城郡山都町大字黒川 564-5）

1.2.2 開催日時

- ・令和3年11月10日（水）13時～14時10分：下名連石老人憩いの家
- ・令和3年11月10日（水）16時～16時45分：JA 名連川支所研修センター

1.2.3 参加者数

- ・下名連石老人憩いの家：14名
- ・JA 名連川支所研修センター：12名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

環境影響評価法第7条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。意見書の様式を資料5に示す。

1.3.1 意見書の提出期間

令和3年10月20日（金）～令和3年12月3日（金）

※事業者への郵送は、当日消印有効

1.3.2 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函
- ・事業者への郵送

1.3.3 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、2通であった。

- ・意見箱への投函：2通
- ・事業者への郵送：0通

1.4 一般からの意見

環境影響評価法第7条の規定に基づき、一般から意見書の提出により述べられた意見は2件であった。意見の内訳は次のとおりであり、環境の保全等の見地からの意見としては、1件であった。

- ・環境の保全等の見地からの意見：1件
- ・事業計画等に関する意見：1件
- ・その他の意見：0件

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要 とこれに対する事業者の見解

環境影響評価法第8条第1項の規定の規定に基づく方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要、また、電気事業法第46条の6第1項の規定に基づく意見についての事業者の見解は、次ページ以降に示すとおりである。

なお、環境影響評価法及び電気事業法で求める意見は、環境保全の見地からの意見であるが、事業計画等に関する意見も1件あったため、これらについても真摯に対応すべく、意見の概要と事業者の見解をとりまとめたところである。

表-1 環境の保全等に関する意見の概要及び事業者の見解

意見の区分		意見の概要	事業者の見解
水質	下流河川への水質影響	<p>近年、大雨による五老ヶ滝川の増水が目立つ。周辺の水田の崩れや水田の用水路が埋まり、使えなくなるほど被害もあっている状況だ。</p> <p>河川沿いに家があることから、ソーラー設置後の河川に与える影響（水位等）や設置場所の大雨時の雨量等も調査してほしい。</p> <p>また、影響が出ないよう対策もしてほしい。</p>	<p>本事業では事業実施前に、五老ヶ滝川を含め、対象事業実施区域の下流河川において、現状における水の濁り、流量の程度を把握する調査を行い、事業実施後と比較できるようにします。</p> <p>雨量については、対象事業実施区域から約6～10km離れた位置にある山都気象観測所のデータを引用する計画です。</p> <p>また、降雨時の流量や濁りの影響を回避するためにも原則造成は行わず、地表面も現状の草地のままとする計画です。その他、沈砂池を設置するなど対策を講じて参ります。</p>
事業計画	その他	<p>山を切り開き森林を伐採して人工物を設置することだけについてもこの事業について評価できない。</p> <p>森林に生息している動植物の住みかを奪うことになる。</p> <p>太陽光パネルの耐用年数は20年位で、その後の廃棄方法も現時点では明らかにされていない。海外で廃棄するとしても環境破壊をする。</p> <p>農業をしている方への影響は分からないことばかりだ。</p> <p>水脈も変わる恐れがあり、土砂崩れもないとは言い切れない。どうかこの事業をやめてほしい。</p>	<p>本事業は森林を開発して行うのではなく、30年前に国営事業で造成された農地を活用して太陽光パネルを設置するものです。また、原則造成を行いませんので、水脈が変わることはないと考えております。</p> <p>工事を行う前には、対象事業実施区域及びその周辺で動植物の生息状況を調査し、その結果を受けて、移植など必要な保全措置を講じて参ります。</p> <p>また、本事業は農地を活用して行いますが、農地を所有する土地改良区からの要望を受けて実施するものです。</p> <p>耐用年数を越えた太陽光パネルについては、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、再資源化を図ります。また、有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、その種類ごとに産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処分します。</p>

【資料1：ウェブサイトへの公告内容】



「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書」の縦覧を開始します。

アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧・意見書の受付及び説明会の開催について

弊社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「（仮称）アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）及びその要約書を、経済産業大臣、熊本県知事、山都町長へ送付いたしました。

送付した方法書及びその要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、2021年10月20日（水）から2021年11月19日（金）の期間、関係する行政機関等での縦覧に供するとともに、本サイトで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

また、環境影響評価法に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を2021年11月10日（水）に開催いたします。

今後、本事業の実現に向けて、地域の方々をはじめとする関係者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

令和3年10月20日

山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 西山 昂二

01 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- ① 事業者の名称 山都太陽光発電所合同会社
- ② 代表者の氏名 職務執行者 西山 昂二
- ③ 主たる事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字田原1155-12テクノラボラトリ

02 対象事業の名称、種類及び規模

- ① 対象事業の名称 アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
- ② 種類 太陽電池発電所設置事業
- ③ 規模 90MW（出力）

03 対象事業実施区域

熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所

04 関係地域の範囲

熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所

05 方法書の縦覧場所、期間及び時間

- ① 縦覧場所 ア：山都町役場、清和支所、蘇陽支所 イ：事業者HP (<https://agrihills.jp/>)
- ② 縦覧期間 令和3年10月20日（水）から11月19日（金）まで（ただし、山都町役場、清和支所、蘇陽支所での縦覧時間については、土日祝日は除きます）
- ③ 縦覧時間 ア：午前8時30分～午後5時15分 イ：24時間

06 方法書の説明会の開催

- ① 開催日 : 令和3年11月10日（水）
- ② 開催場所
1回目：下名連石老人憩いの家（熊本県上益城郡山都町大字下名連石463-1）
2回目：JA名連川支所研修センター（熊本県上益城郡山都町大字黒川564-5）
- ③ 開催時間
1回目：午後1時～午後2時30分まで
2回目：午後4時～午後5時30分まで

07 環境影響評価配慮書のインターネットによる公表

- ・表紙と目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）
- ・第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第7章 その他環境省令に定める事項 配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解
- ・第8章 環境影響方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・要約書

08 意見書の提出

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書」につきまして、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書（所定の用紙）に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の住所宛に郵便でお送りください。

09 意見書の提出期限及び提出先、その他意見書の提出に必要な事項

- ① 提出期限：令和3年12月3日 * 郵送は当日消印有効
- ② 提出方法：所定の用紙（添付ファイル意見書を開く）に記入の上、縦覧場所（山都町役場2階企画政策課）に備え付けの意見書箱へ投函、または事業者への郵送。

郵送先

山都太陽光発電所合同会社宛
〒861-2202 熊本県上益城郡益城町大字田原1155-12 テクノラボラトリ内

③ 意見書の提出に必要な事項

- 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。）
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語で記載ください。）

山都太陽光発電所合同会社

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町大字田原1155-12 テクノラボラトリ内

© 山都太陽光発電所合同会社

マイナンバーカード 出張申請会を行います

各種手続き(年金給付、税の確定申告、児童手当、保険・共済の受取等)においてマイナンバーが必要となる場面が増えてきています。そんな時、写真付きの身分証明書にもなるマイナンバーカードがあると、とても便利です。地域や職場等の皆さんで、マイナンバーカードの申請を希望される場合は、職員が出向き、申請のお手伝いをさせていただきますので、問合せ先までお電話ください。

なお、本庁、各支所の窓口でも申請のお手伝いを行っております。お気軽にご相談ください。

問合せ 税務住民課 ☎72-1172

メガソーラー事業環境影響評価 方法書への意見及び説明会開催

下名連石と御所において計画されている「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書(山都太陽光発電所合同会社)」について縦覧と意見募集を行います。また方法書の説明会が開催されます。

●縦覧期間 10月20日～11月19日
8時30分～17時15分(平日のみ)

●縦覧場所 役場企画政策課、各支所
事業者HP: <https://agrills.jp>

●意見書の提出方法 所定の用紙にて、12月3日までに縦覧場所の意見箱へ投函または事業者

に郵送してください。

●説明会開催日時 11月10日
13時～14時30分

場所…下名連石老人憩いの家
16時～17時30分
場所…J/A名連川支所研修センター
〒861-2202 上益城郡益城町
大字田原1-155番地12
☎096-243-0988

第2回おたっしや作品展開催

山都町老人クラブ連合会および山都町社会福祉協議会合同開催の「第2回おたっしや作品展」が左記の期間で開催されます。期間中は木工品や手芸品などの展示や作品の販売が予定されていますので、ぜひお越しください。

開催日 11月2日から11月28日まで
会場および問合せ やまと文化の森 ☎72-9400

ニュースレター『COOL CHOICE ホットニュースくまもと』創刊

地球温暖化の課題を解決するためには、一人ひとりの取組が重要です。この度、熊本連携中枢都市圏にお住いの皆様へ温暖化対策に関する情報を発信するニュースレター『COOL CHOICE ホットニュースくまもと』が創刊されました。

毎月一回、山都町公式ホームページに掲載しますので、是非ご覧ください。
問合せ 環境水道課 ☎72-4002

熊本県地域無料就労相談窓口 ジョブカフェ・上益城ランチ

ジョブカフェでは、離職や転職のお悩み、子育てや介護と仕事の両立など、就労に関する様々な相談を受けており、どなたでも無料でご利用できます。適性診断や履歴書作成指導、面接対策など、幅広い活用が可能です。また、ハローワークへ向かう前に方向性を決めかねている方へも相談対応いたしますので、お気軽にお申込みください。

利用時間 月～金曜日10時～17時(要予約)
インターネットからも予約できます。

場所 上益城地域振興局
ジョブカフェ・上益城ランチ
☎096-282-11013



砂利採取業務主任者試験

令和3年度砂利採取業務主任者試験が実施されます。受験を希望される方は期間内にお申込みください。

試験日時 11月12日 午前10時から正午まで
試験の場所 熊本県庁行政棟本館9階903会議室

申込受付期間 10月22日の17時まで
受験願書の請求先及び提出先
〒862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県エネルギー政策課 資源班 ☎096-333-2322

食品衛生法に基づく「営業届」の提出はお済みですか?

食品衛生法改正により、食品を扱う営業者は、原則「許可」又は「届出」が必要になりました。令和3年6月1日時点で許可又は届出不要業種以外の営業を既に行っている方は、令和3年11月30日までに営業届の提出が必要です。提出 御船保健所

営業届が必要な業種
食品製造業、食品加工業、食品販売業、給食施設など
問合せ 県健康危機管理課衛生環境室
☎096-333-2247

「国の教育ローン」のご案内

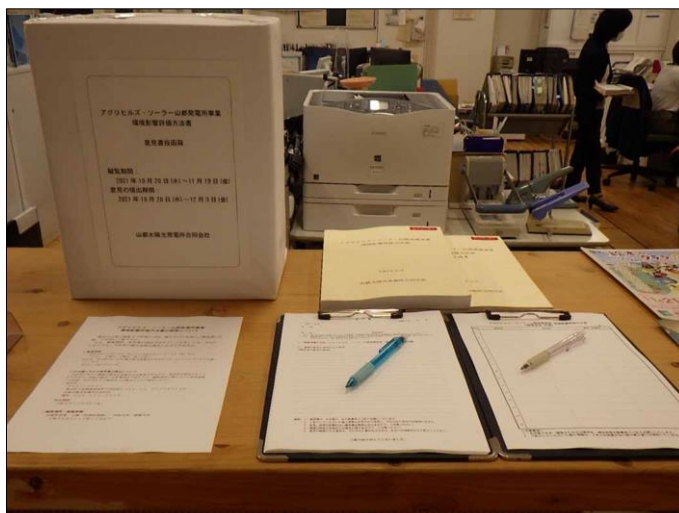
「国の教育ローン」は、高校、短大、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資額 お子さま一人につき350万円以内
金利 年1.66% ※母子家庭等は年1.26%
(令和3年9月1日現在)

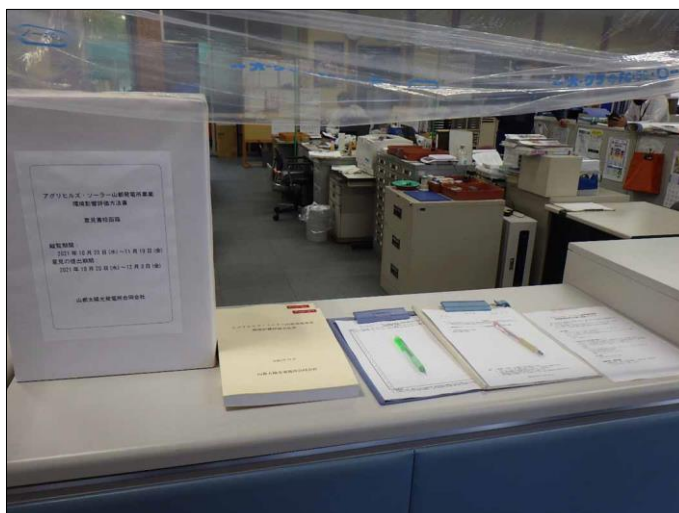
返済期間 15年以内
※母子家庭等は18年以内
問合せ 教育ローンコールセンター
☎0570-008656または
☎03-5321-8656

国の教育ローン
資料

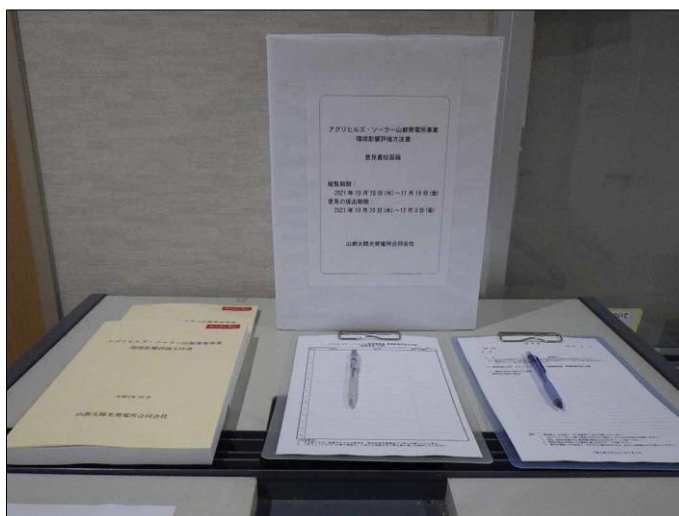
【資料3：方法書縦覧場所の状況】



山都町役場 2階企画政策課



山都町役場清和支所



山都町役場蘇陽支所

【資料4：説明会の状況】



説明会会場（下名連石老人憩いの家）



説明会の状況（JA名連川支所研修センター）

